

香川県立図書館の見学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立図書館（以下「図書館」という。）の施設や機能、蔵書、利用方法などについて紹介するための図書館見学（以下「見学」という。）の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 見学を申し込むことできる団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 10名以上の団体（大学、職場、PTA、趣味のサークル等）
 - (2) 県内の児童・生徒の団体（保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、子ども会等）ただし、必ず引率者が同行するものとする。
- 2 参加人数は40名程度までとする。

(見学を受入れる曜日と時間)

第3条 図書館が見学を受入れる曜日と時間は、火曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び休館日を除く。）の9時から12時及び13時から17時の間とする。ただし、他の団体や図書館の行事等と重複する場合は、受入れを行わない。

(見学時間)

第4条 見学時間は、概ね1時間程度とする。

(見学の申込み)

第5条 見学を希望する団体は、見学を希望する日の2週間前までに、香川県立図書館長（以下「館長」という。）に図書館見学申込書（別記様式）を提出しなければならない。

(見学の不許可等)

第6条 館長は、次のいずれかに該当するときは、見学を不許可とし、又は取消することができる。

- (1) 図書館の業務遂行上支障があると判断されるとき
- (2) 安全上問題があると判断されるとき

(損害賠償の責任)

第7条 見学中に図書館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(電子情報処理組織を使用して行う手続きの特例)

第8条 第5条の規定による申請又は届出については、電子情報処理組織（教育委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請又は届出については、香川県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年教育委員会規則第25号）の規程の例による。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、見学に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。